

2014年9月10日

福祉先進都市東京に向けた懇談会（医療・介護分野）

東京都の高齢者急増を支えるための 介護基盤・高齢者住宅の整備について

株式会社ベネッセスタイルケア 渉外部長 長田 洋
（一般社団法人全国特定施設事業者協議会 事務局長）

ベネッセスタイルケアの企業理念

自分や自分の家族がしてもらいたいサービスを事業化する
赤ちゃんからお年寄りまでの向上意欲を支援する
年をとればとるほど幸せになれるサービスを提供する

ベネッセスタイルケア宣言



お客さまと従業員の「よく生きる」を実現するためにベネッセスタイルケアで働く従業員が何を大切にしなければならないのか、その判断基準と行動のあり方を示すもの。

判断基準・・・「5つの行動宣言」

行動のあり方・・・「10の行動基準」

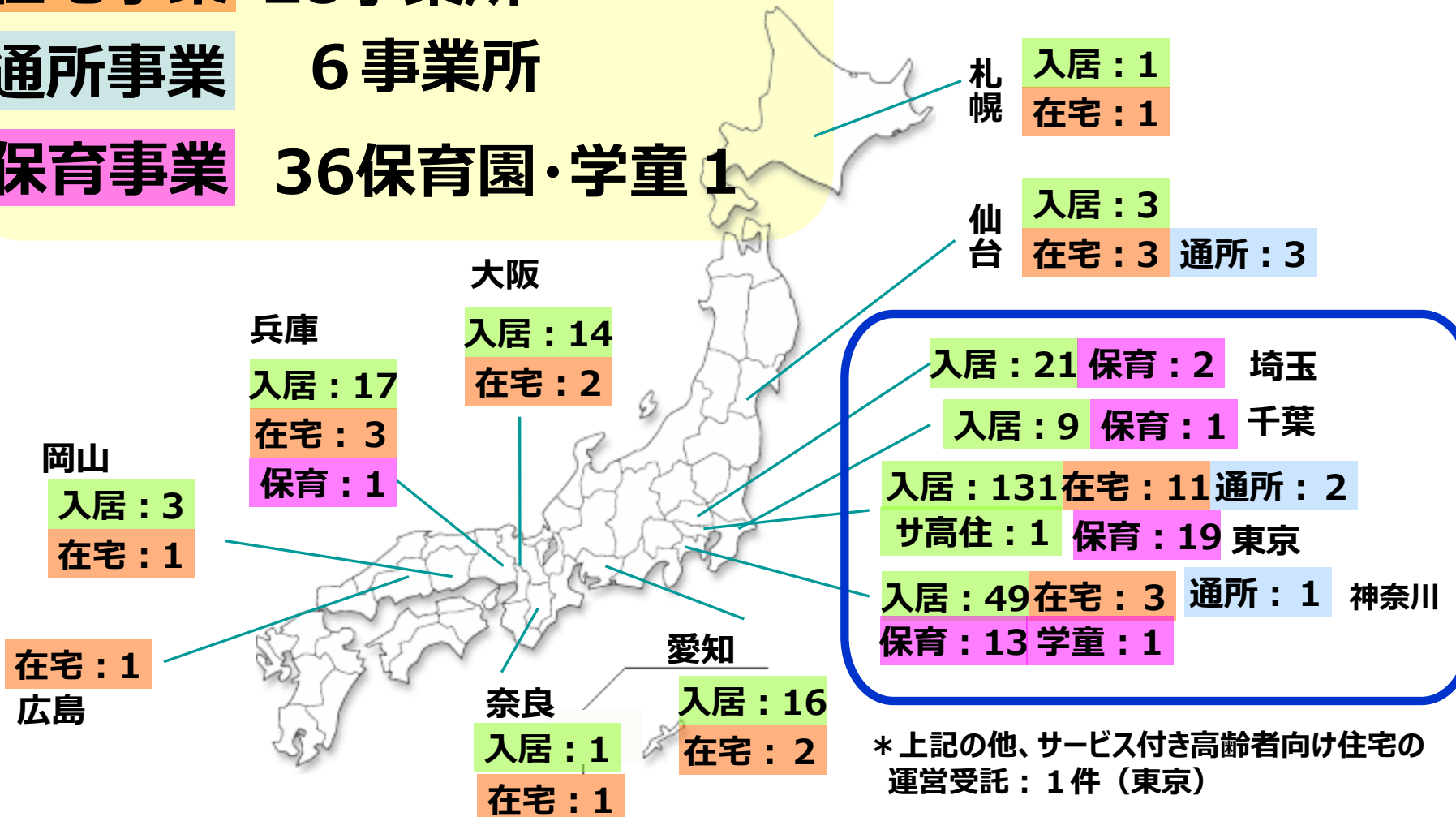
全国に337の拠点を展開 (2014/9/1時点)

入居事業 265ホーム・サ高住 1

在宅事業 28事業所

通所事業 6事業所

保育事業 36保育園・学童 1



有料老人ホームは選べる6シリーズ

住宅地を中心に展開 「介護を特別なものにしない」



アリア



グラニー&
グランダ



ボンセジュール



くらら

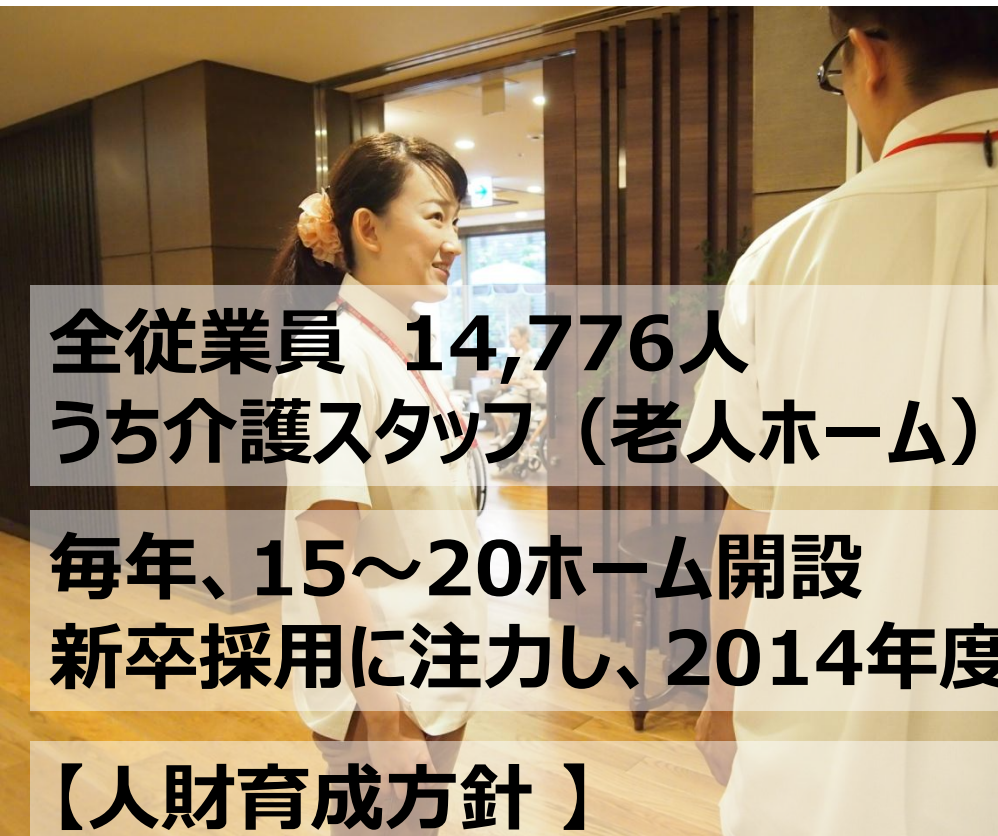


まどか



ここち

従業員数



全従業員 14,776人
うち介護スタッフ（老人ホーム）は6,901人

毎年、15～20ホーム開設
新卒採用に注力し、2014年度は430名（介護）を採用

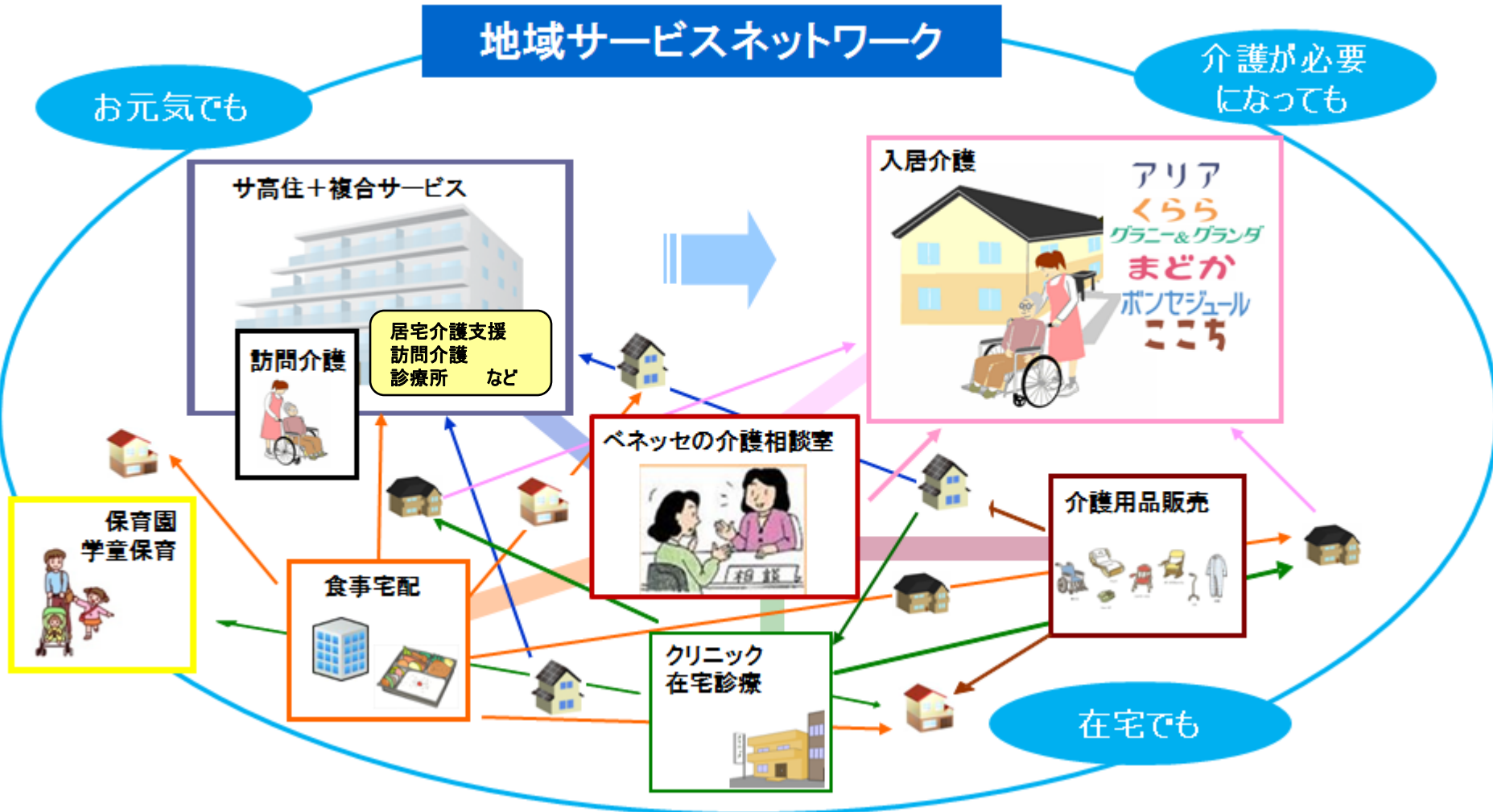
【人財育成方針】
「介護のプロフェッショナル」としての
社員一人ひとりの成長をともに描く

認知症センター方式などのキャリアアップ研修



トータルシニアリビング構想

住み慣れた地域コミュニティの中で、お元気であっても介護が必要になっても、その方の状態に合わせたサービスで寄り添う



東京都内の拠点

■ 入居：132（ホーム131・サービス付き高齢者向け住宅 1）

*ほかサービス付き高齢者向け住宅の運営受託 1

● 在宅（居宅介護支援・訪問介護）：10

★ 地域包括：1

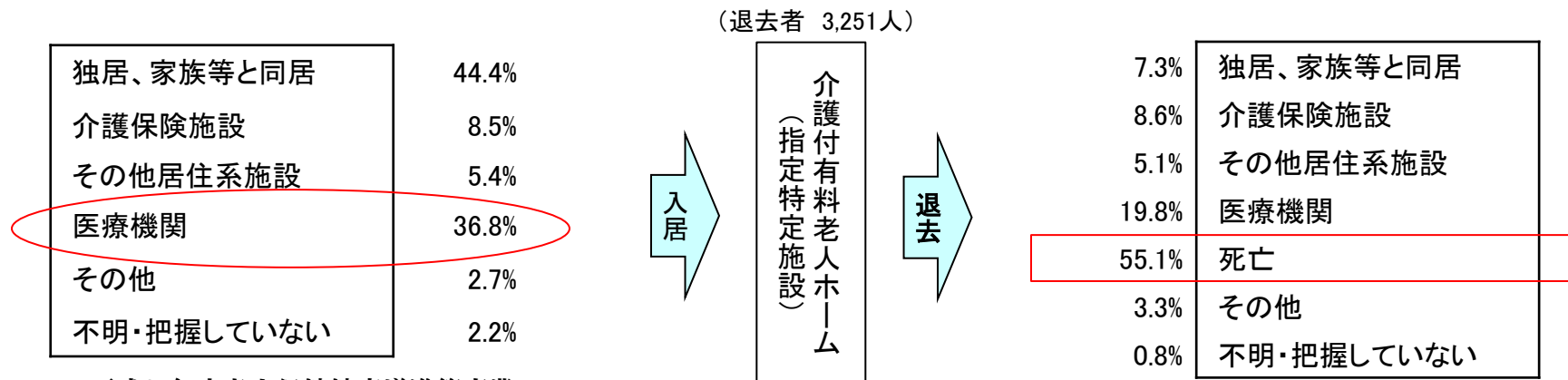
★ 通所（リハビリ型）：2

▲ 保育：19



特定施設が地域包括ケアシステムで果たす役割

特定施設に入居される方の1/3は、医療機関からのご入居。退去者の半数以上は、死亡を理由とした退去であり、「終の棲家」としての機能を果たしています。



平成25年度老人保健健康増進等事業
有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅に関する実態調査研究事業報告書

(参考) 特養の状況

○ 介護老人福祉施設の退所者の60%以上が死亡を理由として退所している。



平成22年介護サービス施設・事業所調査結果

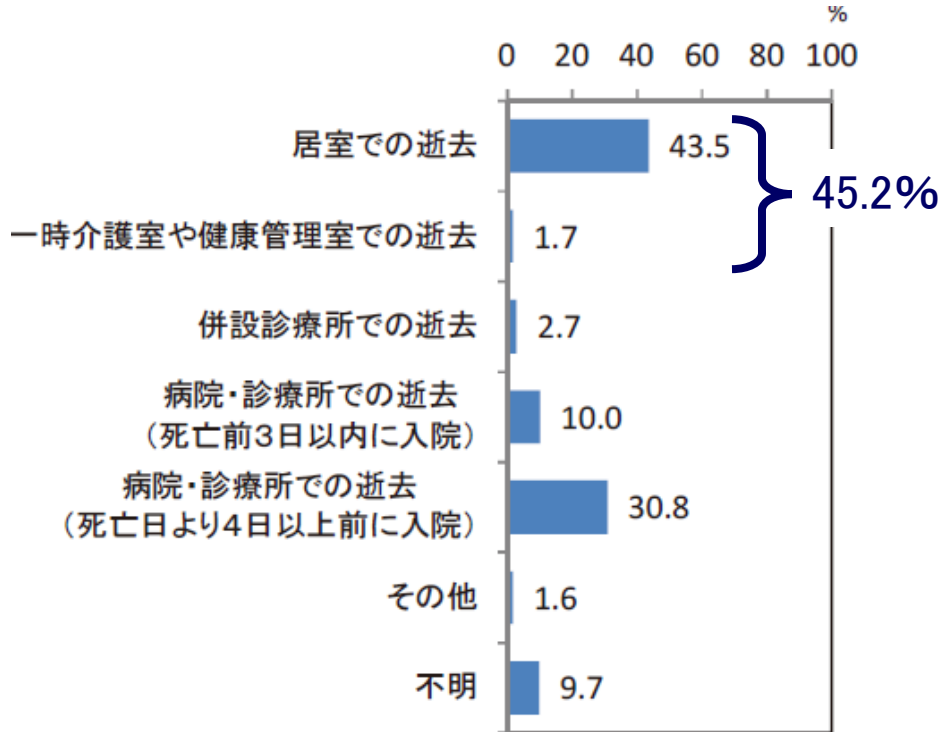
第104回介護給付費分科会 (平成26年7月24日) 資料 1 15ページ

特定施設における看取り

特定施設の死亡を理由にした退去者（前ページ参照）のうち、45%がホーム内での逝去であり、3年前と比較して9%増加しています。

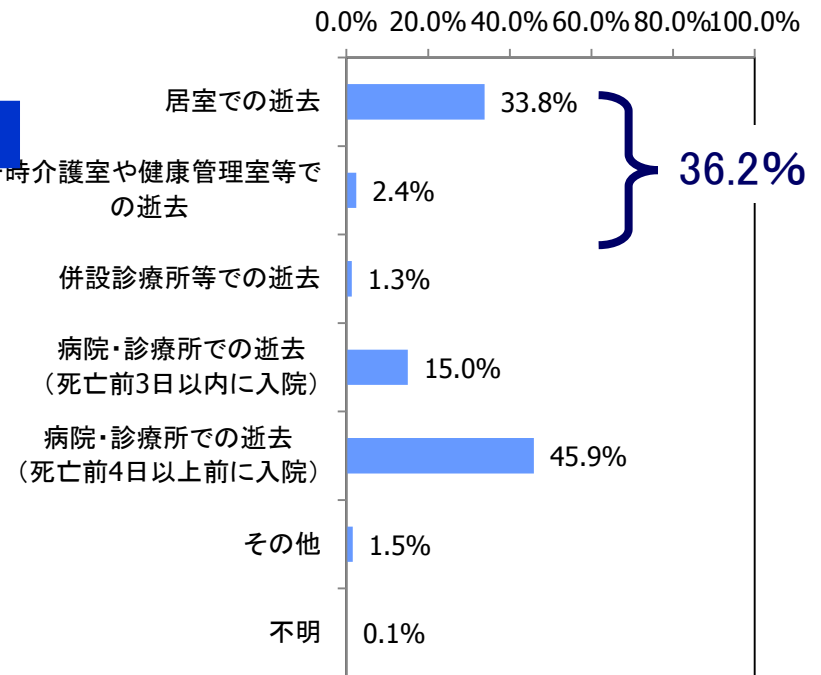
平成25年度 逝去の場所別にみた人数

介護付有料老人ホーム(1,092事業所)



平成22年度 逝去の場所別にみた人数

特定施設(1,509事業所)



平成25年度老人保健健康増進等事業
 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅
 に関する実態調査研究事業報告書
 (平成25年7月～9月の死亡退去者)

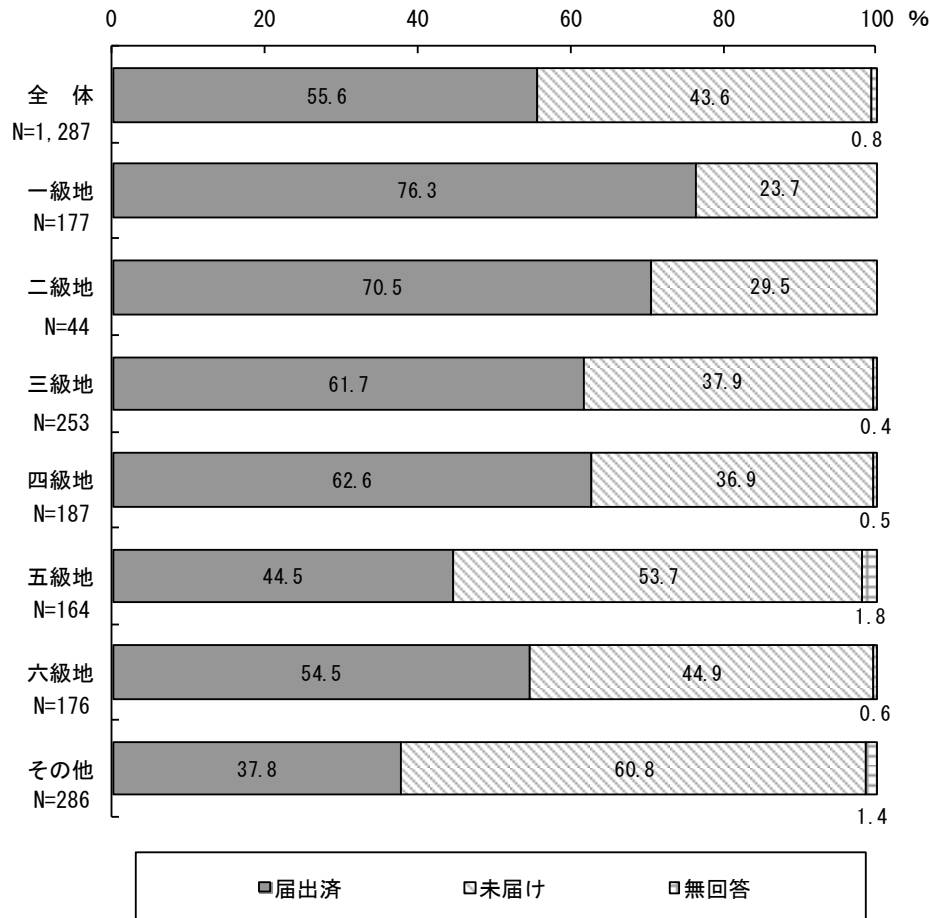
サービス産業活動環境整備調査事業（経済産業省委託調査）
 地域社会及び経済における特定施設の役割及び貢献に関する
 調査研究報告書（平成23年2月株式会社野村総合研究所）
 （平成22年10月～12月の死亡退去者）

特定施設における看取り

特定施設の看取りの取組みは、地域差があり、都市部の特定施設のほうが、積極的に取り組まれています。

平成25年度特定施設経営概況等調査報告書（平成25年11月）

図表 級地区別看取り介護加算の届出状況



※「看取り介護加算」の取得の前提となる届出状況であって、看取りの実績ではないことに留意。

「自宅」と「病院・施設」の間の第3の道

「自宅」か「病院・施設」かの2択ではなく、
高齢者向け住まいと介護サービス・在宅医療の組合せで、住み慣れた地域で、
自由・選択と自己責任のある高齢期の生活と最期を実現することができます。

自宅



高齢者向け住まい

- ・サービス付き高齢者向け住宅
- ・有料老人ホーム



病院

特別養護老人ホーム



自由・選択 = 自己責任

安心 = 管理

介護サービス・在宅医療の
サポートによる安心の向上

※さらに、介護付有料老人ホームの2割は、夜間も看護職員常駐
(平成25年度厚生労働省老人保健健康増進等事業調査結果)

株式会社ベネッセスタイルケア 長田 洋

ご提案 1 高齢者向け住まいの拡大

「第3の道」の高齢者向け住まいや在宅サービスの質・量の向上のための規制緩和をお願いいたします。

① 特定施設の総量規制の緩和

ニーズを踏まえて、介護保険事業(支援)計画による特定施設入居者生活介護の枠を確保する。

⇒ 他の市区の特定施設に入居することなく、住み慣れた街で特定施設を選べる

② 高齢者向け住まい新設時の規制緩和

高齢者向け住まい（特にサービス付き高齢者向け住宅）の新設に制限をかけている次のような規制を、実態を踏まえた必要最低限の範囲まで緩和する。

- ・ 駐車場の付置義務
- ・ ワンルームマンション規制
- ・ 東京都都市整備局のサービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金（医療・介護サービス確保型）の区市の同意基準

③ 小規模多機能型居宅介護など小規模事業所のバリアフリー基準の緩和

（2階建てでもエレベーター設置義務、廊下の拡張、車椅子対応の便所）

※保育所も同様

最大の課題は、人材確保

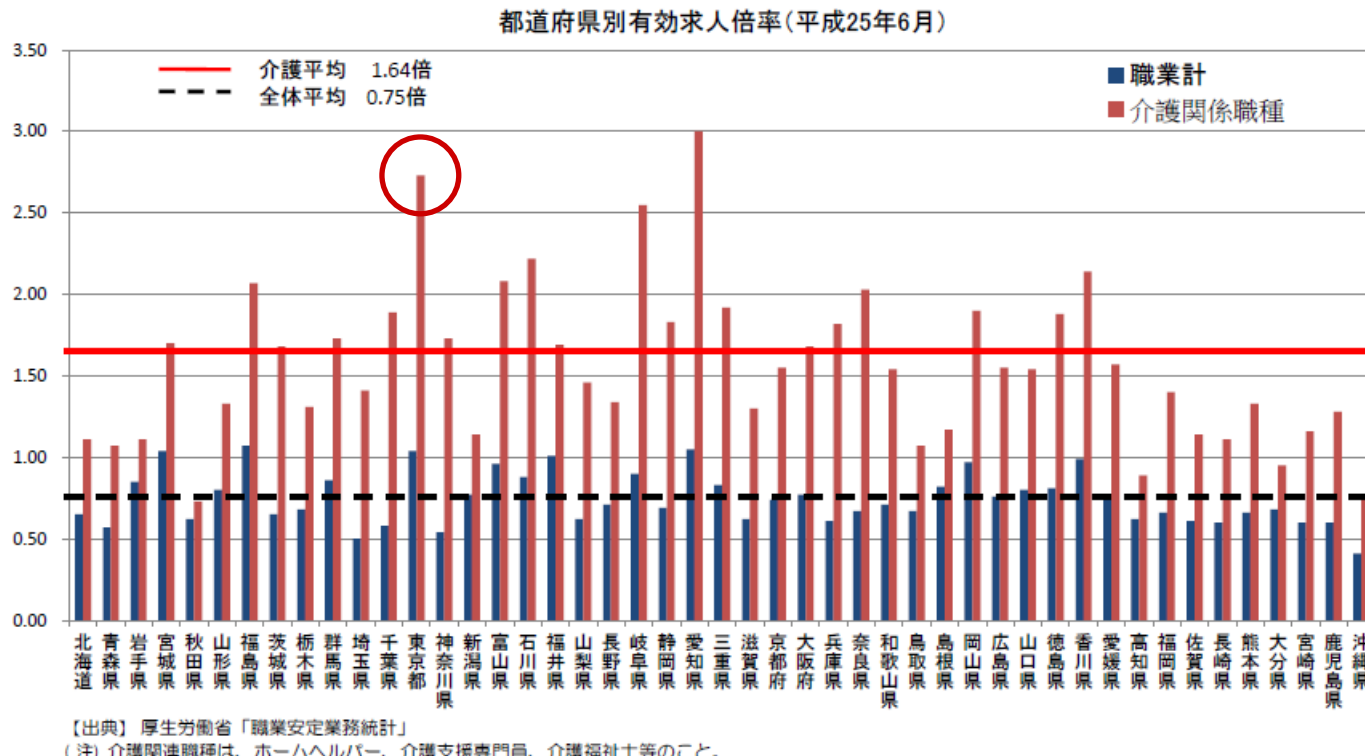
東京都民の医療・介護を支える最大の課題は、人材の確保です。

東京都の介護関係職種の求人倍率は、2.5倍以上。

景気回復の影響もあり、介護人材の確保は、日に日に困難になっています。

(参考) 都道府県別有効求人倍率(平成25年6月)

- 介護関係職種の有効求人倍率は、地域ごとに、大きな差異がある。
- 基本的には、職業計の場合と同様、介護関係職種の有効求人倍率も、地方よりも都市部の方が高くなっている。



ご提案 2 介護報酬の地域区分単価の見直し

人材確保のためには、一定の処遇が必要であり、そのためには介護報酬の維持向上が必要です。

介護報酬の地域区分単価について、①物件費・人件費の地域差の反映に加え、②人件費比率の正確な反映により、都市部の介護を支えるために十分な単価となるよう、国に働きかけていただきたいと思います。

介護報酬の地域区分単価設定の構造



現状	全国一律上乗せなし	人件費上乗せ18% (23区) 特養、特定施設等は、 人件費比率45%	10.81円 (23区)
見直し案	上乗せありにすべきではないか	人件費をさらに上乗せ 特養、特定施設等は、 人件費比率70%	11.26円以上 (23区)

ご提案3 外国人看護師・介護士の受入れ

各事業者の雇用管理の改善や、介護報酬の維持向上による処遇改善だけでは、中長期の要介護者数・死亡者数の増加を支え切れないと考えます。外国人看護師・介護士の受け入れには賛否両論ありますが、都市部においては、「一定の日本語能力を有すること」と「事業者による適切な処遇」を前提に、外国人看護師・介護士の受け入れが可能となるよう、前向きなご検討をお願いいたします。

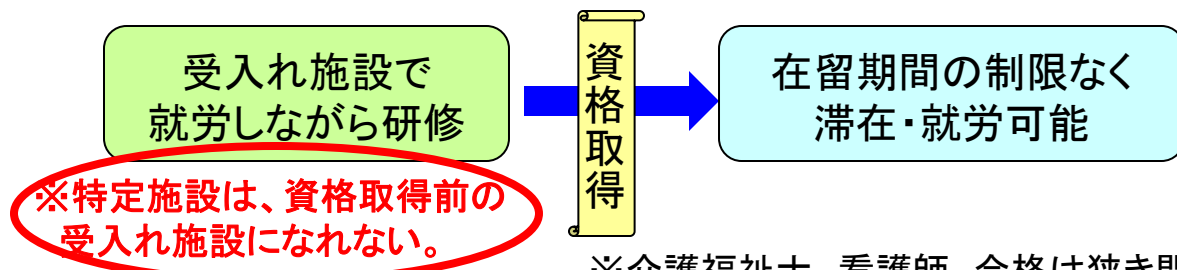
■ EPA(経済連携協定)に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れ

インドネシア	2008年度から
フィリピン	2009年度から
ベトナム	2014年度から

6年間で
累計1,869人入国

《目的》看護・介護分野の労働力不足への対応として行うものではなく、相手国からの強い要望に基づき交渉した結果、経済活動の連携の強化の観点から実施する(厚生労働省ホームページ)

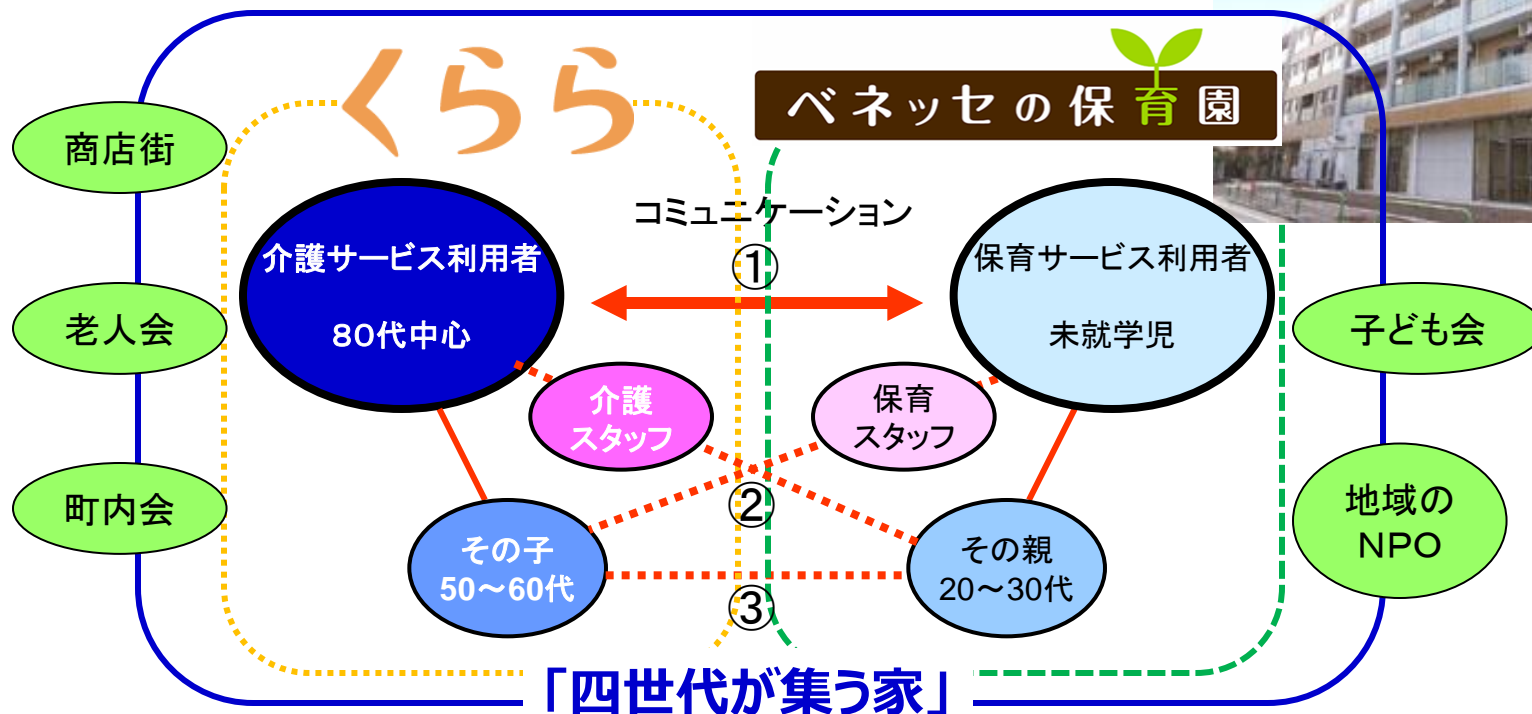
《受入れの流れ》入国後は、介護福祉士・看護師の資格取得を目指す



※介護福祉士、看護師 合格は狭き門。

有料老人ホームと保育園・学童のコラボレーション

1. 練馬区大泉学園 介護付有料老人ホーム「くらら大泉学園」と 認可保育所のコラボレーション



2. 川崎市多摩区生田、川崎市宮前区たまプラーザ 住宅型有料老人ホーム「グランダ」と学童クラブのコラボレーション

⇒今後も都内で有料老人ホーム、保育園・学童のコラボレーションを実施予定

ご提案 4 交流を促進するための規制緩和

「介護を特別なものとしなない」、「住み慣れた地域で」、「地域・世代間交流」のために、現場の実情を踏まえて、機動的な規制緩和をお願い申し上げます。

- 有料老人ホームと認可保育所の合築の際に、厨房を共同利用にすることの容認
- 介護サービス事業所などを併設する高齢者向け住まいにおける「動線」の自由化
- 高齢者向け住まいのスペースの「地域・世代間交流」のための自由な活用

(参考)

有料老人ホームは社会福祉施設ではないため、その厨房を保育所の厨房と兼ねることはできない。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)
(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第八条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成二四年条例第四三号)
(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第八条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を、併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員として必要に応じ兼ねさせることができる。ただし、入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。